

事務連絡  
令和7年3月31日

各都道府県 { 児童福祉主管課  
障害保健福祉主管課 } 御中

こども家庭庁支援局家庭福祉課  
厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課

### 児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る証明事務等について

平素より、ひとり親家庭等及び障害児への支援につきまして格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

令和5年の「地方分権改革に関する提案募集」における地方からの提案において、児童扶養手当及び特別児童扶養手当（以下「児童扶養手当等」という。）の受給資格の認定に当たって必要となる内容の証明を行う者について、その範囲の拡大を求める等の提案がなされ、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、令和5年12月26日付事務連絡「児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る証明事務等について」（以下「令和5年事務連絡」という。）を発出しました。今般、令和5年事務連絡に関して、総務省からこども家庭庁及び厚生労働省あてに通知された「民生委員・児童委員による証明事務に関する調査の結果（通知）」（令和7年3月28日総評第9号総務省行政評価局長通知。以下「本通知」という。）において、令和5年事務連絡発出後の児童扶養手当等の受給資格確認に係る証明事務に関する運用上の課題が指摘されたところ です。

つきましては、各自治体において民生委員・児童委員の負担軽減のための取組を進めるに当たり、本通知を踏まえ、下記のとおり整理したので、各都道府県におかれては、運用につきご参考としていただくとともに、管内市町村に対し周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 本通知において、民生委員に代わって自治体職員が証明を行う場合の具体的な実施方法等が示されていないことから、民生委員による証明を不要とする取扱いに変更することは困難であるとの事例がみられた。証明事務の実施方法や証明書記載者は、個別の事案に応じて、地域の実情も踏まえて各地方自治体において判断いただくべきものであるが、証明事務の実施方法については、必ずしも訪問調査によらず、窓口での聞き取りや他部署への照会等によって事実確認を行い、証明することも考えられること。
- 2 別居監護の申立て内容の証明に当たり、他の市町村に民生委員・児童委員等の証明を依頼する場合には、依頼先の市町村における証明事務の実施方法・証明書記載者等の取扱いによることを原則とするが、依頼先の市町村において民生委員・児童委員による証明を行っていない場合もあることから、受給資格者に対して円滑に適切な証明方法を案内できるよう事前に市町村間で連携・調整を行うこと。

以上

(担当係)

児童扶養手当

こども家庭庁支援局家庭福祉課 扶養手当係

E-mail : [kateifukushi.fuyouteate@cfa.go.jp](mailto:kateifukushi.fuyouteate@cfa.go.jp)

特別児童扶養手当

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 手当係

E-mail : [tokuji@mhlw.go.jp](mailto:tokuji@mhlw.go.jp)